

●香川県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和8年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

1 訪問看護事業者

廃止年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地
令和8年2月28日	まるい亀さん 丸亀市福島町111番地	丸福株式会社 綾歌郡宇多津町大字東分1933番地

2 上記以外の機関

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和8年1月31日	香川クリニック	丸亀市天満町二丁目3番8号
令和8年1月31日	嶋田歯科医院	仲多度郡琴平町上榎梨1463番地9